

県職交渉（10月交渉）概要

- 1 日 時 令和7年10月17日（金）
 2 場 所 本館地下入札室
 3 出席者 【当局】行政経営部長、人事課長外
 【組合】委員長、副委員長、書記長外
 4 議 題 執行体制、年休取得等、人事委員会勧告

項 目	組 合 主 張	当 局 回 答
執行体制	<ul style="list-style-type: none"> ○欠員の状況は。 ○対応できていないところは引き続き体制確保をお願いする。 ○長期になっているメンタル休職者もいる。3年目の休職は何人か。 ○復帰できるようにフォロー等の対応をお願いする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○10/1 時点で17人だ。 ○6人だ。 ○はい。
年休取得	<ul style="list-style-type: none"> ○年休の取得状況は。 ○年休5日未満の状況は。 ○一番取得が少ない者の時間数は。 ○12月までに最低5日は取得できるよう対応をお願いする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○9月末で1人平均9.5日、昨年同時期とほぼ同じだ。 ○システム値では686人で、昨年同時期とほぼ同じだ。 ○1日未満の者もいる。
人事委員会 勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○人事委員会勧告では、給料や通勤手当等の改善もあったが、時間外勤務や再任用職員の給与に関する課題は前進がなかった。人事としての受け止めは。 ○再任用職員の処遇については、他県・政令市では勧告で触れられている団体もある。何ができるか考えてくれ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○プラス改定や通勤手当については処遇改善に繋がるものと捉えている。一方で、再任用職員の処遇改善については、国の勧告で特段の言及がなく県の勧告でも言及に至らなかったものと思う。 ○人事委員会勧告は尊重すべきものと考えており、その内容等を踏まえながら、適切に対応していきたい。